

日常生活における高齢者の転倒事故に関する研究

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: ja 出版者: 公開日: 2023-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中嶋, 洋介 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/00023145 |

2022年度 理工学研究科

博士学位請求論文（要旨）

日常生活における高齢者の転倒事故に関する研究

新領域創造専攻

中嶋 洋介

1 問題意識と目的

超高齢社会を迎えた日本社会では、要介護高齢者の人口の増加に伴う社会保障費の負担が重くなっており、高齢者が要介護状態になる前の予防や防止が重要かつ喫緊の課題になっている。また、不慮の事故死亡統計では高齢者の転倒事故による死者数が交通事故の死者数の2倍に達しており、しかもその大半が日常生活における高齢者であることから看過できない事態になっている。

こうした中で、全国の市町村では高齢者の転倒防止のための足の筋力強化トレーニングが行われ、医療系研究者による転倒予防運動プログラム、運動介入などの転倒予防研究、建築系研究者による階段の安全化・手摺設置、床の構造、道路の微小段差などの転倒防止の研究が行われたが、日常生活における転倒事故の事故調査データの統計が整備されていないことから、事故調査データに基づく研究はあまり進んでいない。

日本の戦後を振り返ると、交通事故も労働災害も、産業界の協力を背景に、事故調査データに基づく対策が推し進められ、労働災害補償保険（労災保険）などの社会システムも整備されてきたが、転倒事故は長らく適用が除外された期間があった。一方、高齢者の転倒事故については最近、消費者庁などが転倒事故のニュースリリースをもとに注意喚起を促しているが、それだけで防止することは難しい。高齢者をはじめ転倒事故を防止するためには、転倒事故の原因や事故態様などを解明する必要がある、転倒事故が日本社会でどのように扱われてきたかを知る必要がある。

ところで、転倒事故の民事裁判では実況見分がなされ、その判決と判決理由から施設管理者の責任のほか、転倒事故がどこでどのように起きたかの事故態様や転倒パターンなどを読み取ることができる。

そこで、本研究では、転倒事故が終戦直後の労災保険でどのように扱われ、その後の日本社会に転倒事故がどのように受け入れられたかを明らかにする。その上で、転倒事故の損害賠償請求の民事裁判例に見る転倒事故の原因と施設管理者の責任を明らかにし、高齢者の自助と共助の転倒事故の防止策について論じることを目的とする。

2 構成及び各章の要約

本論文は、次の7つの章から構成されている。

第1章 研究の背景と目的

第2章 転倒事故に関する先行研究の知見

第3章 転倒事故の扱われ方の変遷

第4章 民事裁判例に見る転倒事故の原因と施設管理者の責任

第5章 転倒事故と事故態様の伝え方

第6章 自助と共助の高齢者の転倒事故防止

第7章 結論と課題

第1章「研究の背景と目的」では、上記の問題意識と目的について詳述し、先行研究における本研究の位置

付けを明らかにした。その上で、本研究では日常生活における高齢者以外の転倒事故や労働災害における転倒事故も対象として関連する統計データや民事裁判例などの収集・整理したこと、さらには本研究で用いる用語の定義と本論文の構成を示した。

第2章「転倒事故に関する先行研究の知見」では、高齢者の転倒、転倒事故、事故防止対策などをキーワードに、インターネットの検索により、66本の既往論文を収集し、建築系と医療系の研究の動向を明らかにし、先行研究の知見を整理して詳述した。まず、建築系の研究は古く、1985年以降住宅の階段や段差などは実験や計測による研究に基づき、安全設計が行われてきた。量的には、転倒事故が起きた建築物、その部屋や階段、道路などの物的状況を調査した研究が最も多く、転倒事故の内容や発生した施設などのヒアリングやアンケート調査が次いで多かったが、消防機関の救急活動データに基づいた研究は2件しかなかったことなどを示した。

他方、医療系の研究は介護保険制度が施行された2000年以降急増し、転倒予防をテーマとしている点と海外の文献を含む文献調査が多い点が特徴的であること、医療施設や介護施設内での転倒事故の記録とヒアリングによる研究が多かったこと、筋力トレーニングなどの運動介入、介入プログラムによる転倒予防研究は効果の測定が難しく理論的根拠も明らかでないなどの問題について論じた。

第3章の「転倒事故の扱われ方の変遷」では、労災保険は米国の影響下で1947年に導入されたが、労働省(当時)は墜落事故のみを適用対象とし、転倒事故を適用除外とした決定の背景には政府の財政事情のほかに、「転倒事故の傷害は軽い」と考える日本社会の暗黙の了解があったと推察する。このため、転倒事故が起きても労働災害事故報告書の提出は不要となり、転倒事故は怪我の扱いとなり、労働災害統計からも外れた。転倒事故は1973年に労災保険の対象となったが、その扱いは大きく変わることがなかった。一方、傷害保険との関係で不慮の事故死亡統計が1979年に始まったが、転倒事故は傷害保険の適用対象から外れ、転倒事故は「怪我と弁当は手前持ち」の象徴のように扱われたことを明らかにした。

その後、1997年になると、転倒事故も不慮の事故死亡統計と傷害保険の適用対象になり、自損事故の扱いに変化した。不慮の事故死亡統計のデータは死者数のみであることから、日常生活における転倒事故に関するデータは、消防機関の救急搬送データなどに頼らざるを得ず、世界標準になっている Injury Surveillance や Safe Community 活動が日本ではまだ定着していない課題を指摘した。

第4章の「民事裁判例に見る転倒事故の原因と施設管理者の責任」では、転倒事故の民事裁判例38件を収集、分析し、施設の設置・管理の瑕疵により施設管理者の責任が問われた案件が過半数を占めていたこと、そのうちの高齢者の転倒事故11件でも施設の設置・管理の瑕疵により施設管理者の責任が問われた案件が過半数を占めていたことを明らかにした。また、施設類型別の転倒事故の特徴としては、転倒事故の半数以上を占める商業施設では清掃作業の不備などによるすべり事故が多く、道路施設では経年劣化などによるつまずき事故が多いことを明らかにした。

このうち、高齢者の転倒事故は、その他の年齢層の事故と比べて認容率がやや高い傾向が見られ、特に商業施設では清掃の不備による転倒事故であり、医療介護施設では高齢者が一人になった時間帯の事故であった。このことは高齢者の転倒事故防止のためには高齢者の筋力強化トレーニングや注意喚起の実施だけでは不十分であることを民事裁判例というデータに基づいて示した。なお、住宅施設では共用空間でつまずき事故だけが起きていたが、消防機関の救急搬送データで最も多い住宅専用部での転倒事故は民事裁判例の対象になりにくいことに留意する必要性について論じた。

第5章の「転倒事故と事故態様の伝え方」では、日本語の転倒・転落・墜落を意味する英語は、fallの一語

しかなく、ICD(国際疾病分類)では転倒事故は「fall を含む短い文章で転倒パターンとして伝える手法」を採用していることを挙げ、日本語でも転倒事故を「段差(起因物)⇒ つまずく(転倒パターン)⇒ fall(転倒)」と絵解きしつつ短い文章で伝える「転倒事故の短文伝達法」の必要性を論じた。その上で、転倒事故の原因を的確に伝えるためには、①起因物、②転倒パターン、③転倒事故の発生場所、④被害者(原告)、⑤加害物などの事故態様としての5つのデータが必要であるとして、民事裁判例38例を分析して、その妥当性を検証した。

一方、転倒事故情報の用語と定義について、その問題を扱った先行研究を踏まえ、東京消防庁、救急医療学会、労働災害、国語辞典における用語とその定義の共通点と違いを明らかにした上で、転倒事故には、転倒・転落・墜落の事故の総称としての側面と、転倒する(ころぶ)事故の狭義の側面があることを指摘し、それを引き起こす原因になる転倒パターンに着目することが重要であることを論じた。

第6章の「自助と共助の高齢者の転倒事故防止」では、不慮の事故死亡統計の公開が始まった1979年以降の高齢者の転倒事故死者数と介護保険制度が始まった2000年以降の要介護者数の推移を踏まえ、健常高齢者を再定義した上で、民事裁判例から転倒事故の原因・事故態様・起因物などを明らかになったとしても、高齢者の自助による自宅内や外出先での転倒予防、転倒防止には限界があると考えられるため、高齢者の転倒事故を防止するために、高齢者の自助努力と高齢者の周囲の人たちの共助の転倒事故防止対策の実施を提言した。

具体的には、高齢者の住居内の転倒事故防止のために、地域コミュニティのボランティア、消防団員などに、高齢者の住居内の転倒事故の起因物になるハザードの除去指導、整理整頓教育などの共助の提供と高齢者の転倒予防の自助を組み合わせ、一方、外出先の施設での転倒事故防止のためには、施設管理者による施設の転倒事故の起因物などのハザード対策と高齢者の転倒予防の自助を組み合わせる方法について、ハザード通報制度の創設や高齢者への転倒事故のデータの伝達方策などを交えて提言した。

第7章の「結論と課題」では、本論文の各章を要約し、本研究で得られた成果を結論として総括するとともに、今後の課題を示した。すなわち、本研究では、日常生活における転倒事故の先行研究を建築系と医療系に大別して双方で得られた知見を整理して示した上で、労働災害においても転倒事故は長らく軽視されてきたことを指摘し、その後転倒事故も保険の適用対象になったものの、Injury Surveillanceが日本ではまだ定着していない問題を指摘した。また、転倒事故の民事裁判例を調査したところ、高齢者の転倒事故についても施設の設置・管理の瑕疵により施設管理者の責任が問われた案件が過半数を占めていたことを明らかにするとともに、転倒事故の原因を的確に伝えるためには、①転倒事故の発生場所、②被災者情報、③原因(起因物・転倒パターン)、④事故態様などの4つのデータが必要であることを検証した。

以上を踏まえ、高齢者の転倒事故防止を進めるには、高齢者自身の自助努力だけでなく、ボランティアほかによる住居内の転倒の起因物除去や施設管理者による転倒防止などの共助の組み合わせが必要であり、併せて転倒事故の事故調査データの収集と統計データへの整備に加え、高齢者への伝え方が課題であることを示した。